

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた 設計変更等に係る運用（土木工事）

1 目的

本運用は、中東情勢の変化を踏まえ、ナフサ由来とする建設資材（以下、「対象資材」という。）について、受注者が安心して施工できる環境を整備する観点から、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」という。）を設計変更する運用をするにあたり、土木工事において必要となる手続き、積算方法等を定めることを目的とする。

2 対象資材

- （１）対象資材は、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材とする。

【対象資材】

塗料、防水材、断熱材、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板

- （２）前項に規定する対象資材以外で、工事目的物を完成させるために使用する建設資材に該当するものがあるときは、協議のうえ対象資材とすることができる。

3 別途調達経費

別途調達経費が必要となる場合は、次の場合を想定している

- ① 対象資材の代替資材を調達した場合
- ② 対象資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 対象資材を調達した場合（ただし、別途調達経費を含む）

4 手続き

- （１）本運用の対象工事は、「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更に係る特記仕様書」の添付されている工事とする。
- （２）受注者は、対象資材について、別途調達経費が必要となる場合には、調達前に「対象資材に関する協議書（様式１）」を監督員に提出し協議するものとする。ただし、対象資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどを用いて協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
- （３）受注者は、「対象資材に関する協議書（様式１）」にて協議した対象資材の別途調達経費について、「対象資材に関する実施報告書（様式２）」に必要な証明書類（実際の取引伝票）を添付し監督員に提出するものとする。

- (4) 代替資材を調達する場合、受注者は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を監督員に提出するものとする。
- (5) 妥当性が確認された別途調達経費について設計変更の対象とする。受注者の責に帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (6) 設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこととする。
- (7) 受注者より疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

5 積算方法

- (1) 既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を変更対象とする。
- (2) 換算値などを用いて明示した調達数量については、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、協議して最終的な設計数量を決定する。
- (3) 設計変更に用いる単価は、証明書類で確認出来た実際の購入単価とする。
- (4) 別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。
 - ・材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入単価に入れ替えて設計変更を行う。
 - ・土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、対象資材の当初入札時点での実勢単価と実際の購入単価の差分を計上して設計変更を行う。
- (5) 本通知に基づく設計変更内容は、工事請負契約書第 26 条（スライド条項）の対象外とする。